資料３－２

地域密着型サービス事業者決定までの流れ

（R1.8.19 現在）

村上市指定地域密着型サービス等事業所の指定申請における事前申出及び事前協議に関する要綱

「第５条第２項による事前協議事業者の選定」

公　募

「公募内容等」は関係部署で協議し市長決裁の後、決定する。

地域密着型サービス等事前協議事業者選定で「事前申出者」の書類内容等により選定の審査をする

↓

事前協議事業者の決定（決裁後）

村上市指定地域密着型サービス事業所等の指定申請における事前申出及び事前協議に関する要綱

『第８条による事前協議』

・事前協議書による協議

・協議終了後、事前協議者による地域住民への説明会

『第９条による意見の反映』

・村上市地域密着型サービス運営委員会に事業計画提示、意見聴取

『第 10 条による事業計画の採択』

・**委員会の意見をもとに、**事業計画の採択・不採択を市長が決定

事前申出者…公募により申出のあった事業者

事前協議事業者…応募した事業所の中から選定された事業者

第１回地域密着型サービス運営委員会

R1.8.29

公募（予定）R1.9.10 ～ R1.10.21

（市報、ホームページ）

第１回介護保険運営協議会

R1.10.23

事前協議事業者選定委員会（プロポーザル）

R1.11 月中旬

事前協議事業者決定通知

R1.12 月上旬

第２回地域密着型サービス運営委員会

R2.1 月中旬～下旬

採択通知　　R2.2 月上旬

第２回介護保険運営協議会

R2.3 月中旬